

豊橋市津波避難ビル募集実施要領

1 目的

本市は、東海地震、東海・南海地震の連動した地震が想定されており、また、東海・東南海・南海地震の3連動の地震が発生するとも言われている。

この地震による被害の中で特に津波から身を守るためには、まず高台に避難することが第一であるが、高台までの避難に相当の時間を要する平野部において、津波の襲来の覚知が遅れた人や、迅速に避難できない要配慮者のために津波避難ビルを指定し、被害の軽減を図ることを目的とする。

2 指定の要件

原則として、次の各項のいずれかに該当するものとする。

(1) 津波による浸水深が、30cm以上になると予測される地域では、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

① 耐震性

新耐震設計基準（1981年（昭和56年）6月1日施行）に適合していること、又は耐震診断によって耐震安全性が確認されていること。

② 津波に対する構造安全性

鉄筋コンクリート（RC）または鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）構造の堅牢な建物であること。

③ 緊急時に地域住民等の一時避難が可能であること。（地域に対して鍵を渡すことにより避難が可能となるものを含む）

④ 避難階の床面が標高10m以上であること。又は標高がおよそ4m以下の地域にある3階以上の建物であること。（3階未満の階層であっても、通常の3階床面と同等の床高を有する建物を含む）

(2) 津波による浸水深が、30cm未満と予測される地域では、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

① 避難階の床面が想定される基準水位に余裕高（0.5メートル）を加えた以上の高さにあること。

② 2階以上の階に容易に避難できる建物であること。

③ 鉄筋コンクリート（RC）、鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）又は鉄骨造（S）で新耐震設計基準に適合していること、又は耐震診断によって耐震安全性が確認されていること。

3 募集の内容

指定の要件を満たす建物を所有又は管理する個人又は法人（以下「施設所有者等」という。）を対象に、津波避難ビルの候補となる施設を公募するものとする。

4 応募の方法

応募を希望する者は、豊橋市津波避難ビルの協力に係る申出書（別添様式）を、豊橋市長に提出するものとする。

5 募集時期

平成23年9月1日から

6 指定の方法及び決定

申出書記載の建物が、現地調査等により指定の要件を満たしていると認められ、市と当該施設所有者等の間で合意が得られた場合、「津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書」を締結し、津波避難ビルに指定する。

7 その他

- (1) 津波避難ビルは、入り口等市民から見やすい場所に津波避難ビルの表示を行うとともに、市ホームページなどで市民に周知する。
- (2) この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

平成23年 8月26日 作成

平成23年 9月14日 改正

平成25年12月16日 改正

平成26年10月 1日 改正

令和 5年 9月12日 改正

別添様式

豊橋市津波避難ビルの協力に係る申出書

令和 年 月 日

豊橋市長 様

申出者（所有者又は管理者）

所在地

名称

代表者名

Ⓜ

電話番号

次のとおり津波避難ビルの協力に係る申出をします。なお、申出に当たって、指定要件確認のための固定資産課税台帳の照合を行うことに同意します。

建物の所在地	豊橋市		
建物の所有者	※申出者と異なる場合のみ、ご記入ください。		
建物の名称			
建物の種類	共同住宅・事務所・店舗・立体駐車場 その他（ ）		
建物の構造	鉄筋コンクリート造（RC） 鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC） 鉄骨造（S）		
階数	階	延べ床面積	m ²
建築年月日	年	月	日
耐震改修工事实施の有無 ※昭和56年5月31日以前の建築基準法における耐震基準による建物の場合	済 ・ 未済		
所有者承認 (申出者が所有者以外の場合)	所在地 名称 代表者名 電話番号 Ⓜ		

津波による 浸水深予測	30cm 以上	30cm 未満